

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の 変更案について（概要）

1. 変更の背景

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）附則第2項（※）の規定に基づく検討結果や空き家対策に係る地方公共団体からの要望等を踏まえ、法第5条第1項に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」を変更するものである。

※政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 変更の概要

（1）将来の外部不経済が予見される空家等への対応について

法第2条第2項に規定する特定空家等の対象は広範であり、「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」空家等も含まれ、市町村長が法に基づく措置を行うことができる旨を記載する。

（2）市町村による財産管理制度の活用について

空家等の所有者等の所在を特定できない場合等において、民法上の財産管理制度を活用するために、市町村長が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うことが考えられる旨を記載する。

（3）地域の空家等対策を支援する民間主体の活用について

地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体について、法第7条第1項に規定する協議会の構成員の例に加えるとともに、空家等の所有者等からの専門的な相談について連携して対応することを記載する。

（4）借地の土地所有者への措置及び所有者多数の場合の対応について

空家等の所有者等の適正管理に係る意識が希薄となりやすい、所有者等が多数である場合や借地等の場合に関し、所有者等の意識涵養^{かん}や理解増進の重要性について記載する。

（5）その他

所要の変更を行う。

3. 今後のスケジュール

公表：令和3年6月末（予定）